

# 患者の権利と義務に関する指針

医療法人社団育成社佐々木病院

佐々木病院では、ウェルネスシップを基本理念として、患者と医療者のパートナーシップを、最重要事柄として位置づけています。

このような考えから、以下のような取り組みに努めております。

- 1.患者の権利の尊重
- 2.説明と同意（インフォームドコンセント）
- 3.情報の開示
- 4.セカンドオピニオン
- 5.医療の安全確保
- 6.プライバシーの確保

これらの事項にそって、患者さんの意思と権利を尊重し、職員との信頼関係に基づいた安全で質の高い医療を推進するため、「患者の権利と義務」を定めます。

## 『患者さんの権利』

1. 患者さんは、何ら差別されることなく、どなたでも平等に適切な医療を受ける権利があります。
2. 患者さんは、医師や病院を自由に選択し変更する権利があります。
3. 患者さんは、自分が受ける医療に参加して自ら医療行為に同意・選択・拒否などの決定を下す権利があります。また、他の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。
4. 患者さんは、自分自身の診療記録の開示を求め、自分自身の健康状態について十分な情報を得る権利があります。
5. 患者さんは、その尊厳およびプライバシーを常に尊重される権利があります。また、治療に関し本人を特定し得るあらゆる情報ならびにその他すべての個人情報、死後も守られる権利があります。

## 『患者さんの義務』

1. 病気については、正直かつ正確な情報の提供をお願いします。
2. 治療中、心身に変化や問題が起こった場合は、職員に伝えて下さい。
3. 治療方針を守り、医療従事者の説明や指示を理解しようと努め、わからないことがあれば質問をして下さい。
4. 他の患者さんの治療や、職員の医療行為の妨げにならないように、病院の規則や指示を守る必要があります。
5. 入院費等の医療サービスの対価は、遅滞無くお支払い下さい。

平成 18 年 4 月制定

平成 26 年 9 月改訂